



# 南極海洋生物資源をめぐる「懸念」？ — 国際法の観点から

來田 真依子

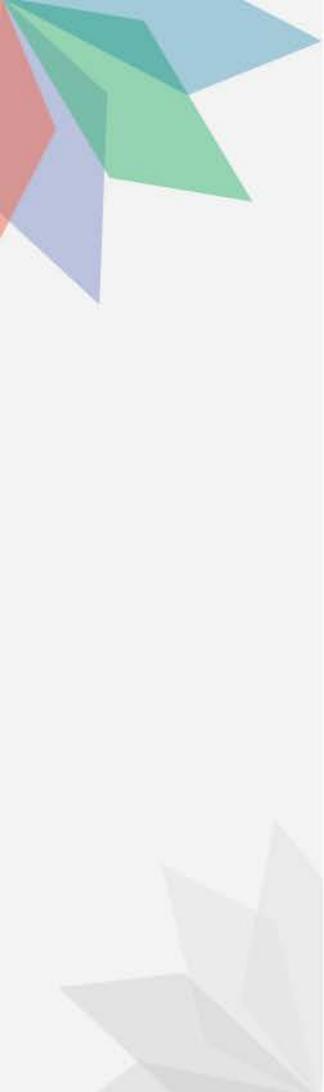
神戸大学大学院国際協力研究科 博士後期課程2年  
日本学術振興会 特別研究員（DC1）





# 南極海洋生物資源をめぐる「懸念」

- Nature誌記事の「懸念」はどこまで妥当するのか？
  - 南極における海洋生物資源保存 = “the bigger challenge”  
→ “the treaty is at the mercy of geopolitics” (Editorial, p. 2)
  - 南極海洋生物資源の枯渇に対する懸念
    - 南極海での継続的な漁獲活動
      - ・・・ロス海海洋保護区 (MPA) の設置をめぐる関係国の対立？
    - 違法・無報告・無規制漁業 (IUU漁業) の問題
    - 南極海洋生物資源に対する関心の高まり
- ✓ 「海洋生物資源の問題を前に、国際法の果たす役割は限定的」？



# 南極海洋生物資源保存－国際法の視点から

- 南極海洋生物資源保存委員会（CCAMLR）の取組み
  - 南極海洋生物資源保存条約 第2条2項  
「この条約の適用上、『保存』には、**合理的な利用(rational use)**を含む」
  - IUU漁業に対する積極的な取組み
    - 国連においてIUU漁業問題が取り上げられる契機に
    - 寄港国措置の先進的発展、漁獲記録制度での非加盟国との協力 etc...
  - ロス海MPAの設立に関する**合意**(2016年)
    - 「保存措置24-01 科学調査に対する保存措置の適用」採択(2017年)
      - ・・・科学調査(特に調査漁業)の実施が海洋生物資源に与える影響
- ✓ 「国際法のもとで海洋生物資源の保存のための協力が行われている」



# Nature誌の提起する議論の精緻化に向けて

- 課題はどこにあるのか？
  - 「合理的な利用」を中心とする制度 ⇔ 南極海洋生物資源の現状？  
→「合理的な利用」という考え方がもはや妥当しないほどに  
南極海洋生物資源は危機に晒されているのか？
  - 協力的な枠組の成立・維持 ⇔ 「関係国間の対立」？  
→「関係国間の対立」は、現行の協力的枠組に対して  
問題を引き起こしうるか？ 引き起こすとすれば、どのような問題か？
    - 新たな取組みの実現を阻害？ (⇔深刻さの程度は？)
    - 既存の制度(例: ロス海MPA)の実効性に対する影響？
    - 科学データに基づく管理計画⇔科学データの収集をめぐる問題？etc...?



ご清聴ありがとうございました

✉ [maiko.raita@gmail.com](mailto:maiko.raita@gmail.com)

